

告示第 124 号

豊丘村エアコン設置促進事業補助金交付要綱の制定について

豊丘村エアコン設置促進事業補助金交付要綱（令和 8 年豊丘村要綱第 5 号）をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日
豊丘村長 下平 喜隆

豊丘村エアコン設置促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、村民の命と健康を守るため、生活保護世帯を含む村民税非課税世帯(以下「対象世帯」という。)のエアコン設置等を支援するために実施する豊丘村エアコン設置促進事業に関し、補助金等交付規則(平成 2 年豊丘村規則第 4 号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 豊丘村エアコン設置促進事業補助金(以下「補助金」という。)は、前条の目的を達するために、豊丘村によって支給される補助金をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、居住する住宅に稼働可能な第 5 条第 1 号に規定する補助対象設備がない世帯であって、申請日において、豊丘村の住民基本台帳に記録されている者(配偶者やその他親族からの暴力等を理由に長野県外に避難している者を除く。)又は長野県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に豊丘村に避難している者のう

ち、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 申請日において、生活保護受給世帯と確認できた世帯(保護停止中の世帯を含み、生活保護制度において冷房器具の購入に要する費用が支給できる世帯を除く。)
- (2) 申請日における世帯員全員が、申請日の属する年度(4月1日から6月30日までに申請が行われた場合は、前年度)に村民税が非課税であることが確認できた世帯(前号の世帯を除く。)

(補助金の交付額)

第4条 前条の規定により補助対象者に対して交付する補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は、第6条に定める補助対象経費又は73,000円のいずれか低い額とする。
- (2) 前条第2号に定める世帯の世帯主に対する補助金の額は、第6条に定める補助対象経費に3分の2を乗じた額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は48,000円のいずれか低い額とする。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備の種類は、次に掲げるとおりとし、補助対象者の居住する住宅に対して1台の設備を補助対象とする。ただし、居住する住宅に稼働可能な第2号に定める設備がある場合、第2号は補助対象の設備としない。

- (1) 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)に規定される「エアコンディショナー」のうち、以下に掲げる設備
 - ア 壁掛け型エアコン
 - イ 床置き型エアコン
 - ウ ウインドエアコン(窓用)
 - エ ポータブルエアコン
- (2) 室温を下げるため、コンセントから直接給電する電気冷風機及びペルチェ式クーラー(充電式のものを除く。)

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備のうち次に掲げる費用と

する。

- (1) 設備費(補助対象設備 1 台の購入に必要な費用)
 - (2) 工事費(補助対象設備 1 台の設置に必要な経費)
- (受給権者等)

第 7 条 補助金の受給権者は、補助対象となる世帯の世帯主とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に豊丘村に避難している者は、居住実態により村長が認める者とする。

(申請)

第 8 条 補助金の支給を受けようとする者は、別紙様式第 1 号の申請書による申請を行う。

(代理による申請)

第 9 条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 申請日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) その他、村長が特に認める者

2 代理人が申請書の提出をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、村長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては、住民基本台帳により、又、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、村長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(交付申請の受付期間)

第 10 条 前条の規定による本補助金の交付申請の受付は、村長が定める期間に行うものとする。

2 前項の受付は、先着順とし、豊丘村の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了することができる。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第11条 村長は、第8条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、交付決定を行う。

2 村長は、申請者について第3条に規定する対象者と認められない又は申請する設備が第5条に定める補助対象設備と認められないときは、本補助金の不交付決定を行う。

(変更申請)

第12条 補助金の交付決定を受けた後、補助申請額の増額が必要な場合、第10条に定める期間に、別紙様式第2号の変更申請書による変更申請を行う。

2 代理人による変更申請は、第9条の規定のうち、「申請」を「変更申請」と読み替えて準用する。

(変更交付決定)

第13条 村長は、前条の規定により変更申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、変更交付決定を行う。

2 前項の審査の結果、村長は、変更申請する設備が第5条に定める補助対象設備と認められないとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の変更交付決定は行わない。

(実績報告)

第14条 第11条の交付決定又は前条の変更交付決定を受けた者は、第5条に定める補助対象設備の設置が完了した後、速やかに、別紙様式第3号の実績報告書による実績報告を行う。

2 代理人による変更申請は第9条の規定のうち、「申請」を「実績報告」と読み替えて準用する。

(補助金の交付額の確定)

第15条 村長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、実績報告の額をもって、補助金の交付額の確定を行う。

2 前項の規定に関わらず、第11条により交付決定を行った額(第13条により変更交付決定を行った額を含む。以下同じ。)が実績報告の額より小さい場合、交付決定を行った額により補助金の交付額の確定を行う。

(補助金の交付)

第16条 村長は、前条の交付額の確定を受けた者から、様式第4号の交付請求書が提出された場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

2 代理人による交付請求は、第9条の規定のうち、「申請」を「交付請求」と読み替えて準用する。代理人から交付請求を受けた場合、委任状により代理人へ委任払を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第17条 村長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) 第14条に規定する実績報告を行わないとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと村長が認めるとき。

2 村長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかに通知するものとする。

(補助金の概算払)

第18条 村長は、第11条の交付決定又は第13条の変更交付決定を受けた者に対し、補助金の交付決定を行った額の範囲で概算払を行うことができる。

2 前項の概算払の請求は別紙様式第5号の概算払請求書により行う。

3 代理人による概算払の請求は、第9条の規定のうち、「申請」を「概算払の請求」と読み替えて準用する。代理人から概算払の請求を受けた場合、委任状により代理人へ委任払を行うことができる。

(補助金の返還)

第19条 本補助金交付決定者又は委任払を受けた代理申請者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、村長が定める期間内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 本補助金が交付された後、第17条の規定に基づき村長が本補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 第18条の概算払を受けた後、第15条の規定に基づき確定した交付額が、概

算払を受けた額より小さい場合

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第20条 補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略